

平成30年5月9日

## 佐倉市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

佐倉市農業委員会  
会長 三門 増雄

「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、佐倉市農業委員会にかかる指針を下記のとおり定める。

### 記

#### 1. 遊休農地の解消について

##### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
現状（平成30年4月）	3,171ha	221ha	6.97%
目標（平成35年3月）	3,000ha	196ha	6.53%

##### [目標設定の考え方]

毎年度の目標として、遊休農地の解消目標面積については、5haとする。

##### (2) 具体的な取り組み方法

- ①農地利用最適化推進委員は、担当地区毎に、農業委員と連携し、農地の利用状況調査を実施するとともに、担当地区内に新たな遊休農地が発生しないよう、随時、農地の利用状況の把握に努める。
- ②推進委員は、担当地区の農地、農業者の状況を把握し、市、担当部と連携し「人・農地プラン」の作成を働きかけ、農地中間管理事業の活用を推進する。

#### 2. 担い手への農地利用集積について

##### (1) 農地利用集積目標

	管内の農地面積	農地利用集積面積	集積率
現状（平成30年4月）	3,171ha	385ha	12.14%
目標（平成35年3月）	3,000ha	150ha	5.00%

##### [目標設定の考え方]

毎年度の目標として、担い手への農地利用集積面積については、30haとする。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

- ①推進委員は、農業委員や関係機関との連携により、農地の集積に努める。
- ②推進委員は、担当地区内において、農用地利用集積事業及び農地中間管理事業の制度等の周知を図る。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 5経営体

[目標設定の考え方]

前年度の実績を考慮して、新規参入者の確保については、5経営体とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

- ①推進委員は、関係機関と連携しながら、新規参入希望者の情報収集を行うとともに、市内での就農に向けた支援策等の情報提供を行うことにより、新規参入者の確保に努める。
- ②推進委員は、新規参入希望者からの相談を受け、参入希望地区の農業委員及び関係機関と連携を図り、農地の確保に努める。

遊休農地解消面積・・・平成30年度（5ha） 31年度（5ha）

担い手への利用集積・・・平成30年度（30ha） 31年度（30ha）